新宿区学童クラブ利用基準

番	保	護者及び保護者にかわりうる者の状況	基準指数	保護者にかわり うる者についての
号	類型	細 目	一 圣年旧数 //	調整指数
1	居宅外就労	ア 週5日以上(月~土)、日中7時間以上の就労を常態	10	0
		イ 週5日以上(月~土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	9	0
		<u>ウ</u> 週3日以上(月~土)、日中7時間以上の就労を常態	8	-1
		エ 週3日以上(月~土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	7	-1
		才 単身赴任	10	
	居宅内就労	ア 週5日以上(月~土)、日中7時間以上の就労を常態	9	0
2		イ 週5日以上(月~土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	8	0
_		ウ 週3日以上(月~土)、日中7時間以上の就労を常態	7	-1
		工 週3日以上(月~土)、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	6	-1
3	疾 病	ア 入院(1ヶ月以上)	10	0
Ľ		イ 在宅療養(常時病臥・精神性疾患)	10	0
4	心身障害	ア 身体障害等級1・2級、愛の手帳1・2・3度・精神障害等級1・2・3級	10	0
		イ 身体障害等級3・4級、愛の手帳4度	9	0
5	看護·介護	1ヶ月以上の病院等付添い	8	0
6	就 学	学校教育法(自立助長のための日本語学校等の就学含む)に定める学校に就学。	8	- 1
U		週3日以上日中おおむね4時間以上	Ü	'
7	技能修得	不就労ではあるが、就労技能修得のため通所。	8	-1
,		週3日以上日中おおむね4時間以上	Ŭ	,
			育児休業	
8		育児休業	直前の就労	
			状 況 指 数	
9	無職	1~8に該当しないもの		-2

指数の適用については、新宿区学童クラブ利用基準 細目によりおこなうものとする。

7	ひとり親家庭についての調整指数			
ア	小学校1年在学	+3		
1	小学校2年在学	+2		
ゥ	小学校3年在学	+1		

	出席率による調整指数	Ţ
ア	50%以上	0
1	40%以上50%未満	-1
ゥ	20%以上40%未満	-2
エ	20%未満	-3